

改正建築基準法施行日前の確認申請受付について

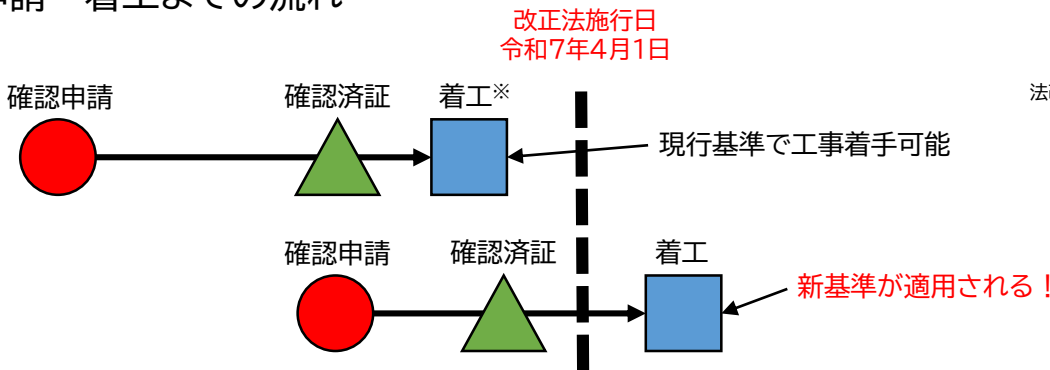
4号建築物について、改正建築基準法施行日(令和7年4月1日)前に
工事着手する場合、
令和7年3月上旬までに確認申請を提出してください。

(北海道に確認申請を提出する場合)

建築基準法、建築物省エネ法が改正され令和7年4月1日から審査省略
制度の対象範囲の見直しや省エネ基準の適合義務化などが開始されます。

令和7年3月31日までに着工を予定されている場合、申請受付から確
認済証交付まで一定の期間が必要になるため、**令和7年3月14日(金)ま
でに申請してください。**

◆ 申請～着工までの流れ



法改正の詳細内容はこちら
(国土交通省HP)

※現行基準が適用されるのは令和7年3月31日までに**着工**した建築物

- 申請の内容によっては3月31日までに確認済証を交付できない場合があります。
- 施行日までに確認済証が交付できなかった場合、追加で構造・省エネ関係規定に係る図書を提出していただきます。
- 年度末に申請が集中することが想定されますので、**早めの申請をお願いします。**
- 申請時期等に関する相談は、以下の宛先までお問い合わせください。

○問い合わせ先

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道建設部住宅局建築指導課建築基準係

TEL:011-204-5578 FAX:011-232-0147

※上記問い合わせ先その他、各(総合)振興局建設指導課建築住宅係にも問い合わせいただけます。